

盛岡広域スポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本会は、盛岡広域スポーツコミッション（以下、「コミッション」という。）と称する。

(目的)

第2条 コミッションは、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の遺産を確実に未来に引き継いでいくため、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下、「盛岡広域市町」という。）がそれぞれの自立性を尊重しつつ、相互に連携・協調してスポーツツーリズム等の取組を通じた盛岡広域圏の魅力の発信と賑わいの創出を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 コミッションは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会・スポーツ合宿の誘致に関する事。
- (2) プロスポーツとの連携による地域活性化の促進に関する事。
- (3) スポーツ施設の情報発信に関する事。
- (4) スポーツ施設の共有化・適正配置の検討に関する事。
- (5) スポーツを通じた広域連携施策の調査・研究に関する事。
- (6) その他、コミッションの目的を達成するために必要な事業に関する事。

(構成団体)

第4条 コミッションは、盛岡広域市町及び別表に掲げる団体（以下、「構成団体」という。）で構成する。

- 2 コミッションに加入しようとする団体は、会長の承認を得なければならない。

(会長等)

第5条 コミッションに会長及び理事7人を置く。

- 2 会長及び理事は、盛岡広域市町の長をもって充てる。
- 3 会長は盛岡市長をもって充て、理事は会長を除く盛岡広域市町の長をもって充てる。
- 4 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

(監事)

第6条 コミッションの業務を監査するため、監事2人を置く。

- 2 監事は、構成団体に所属する者の中から会長が指名する。

(任期)

第7条 会長、理事及び監事（以下「役員」という。）の任期は、2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(顧問等)

第8条 コミッションの運営に関して意見を聴くため、顧問、参与及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問、参与及びアドバイザーは、会長が委嘱する。

(理事会)

第9条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、盛岡広域市町の長の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長又は理事が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

4 理事会の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算（盛岡広域市町の負担金の額も含む。）及び決算に関すること。

(4) その他会長が必要と認めること。

5 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。

6 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案について書面をもって表決し、理事会の議決に代えることができる。

(専門委員会)

第10条 コミッションに、専門の事項を調査研究させるため専門委員会を置く。

2 専門委員会は、会長が指名する構成団体に所属する者で組織する。

3 専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第11条 理事会の審議事項の予備審査及び理事会が委任した事項を調査審議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、盛岡広域市町の職員で組織する。

3 幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(構成団体会議)

第12条 第3条に掲げる事業の進捗、その他コミッションに関する情報を共有するため、構成団体会議を開催するものとする。

2 構成団体会議は、会長が招集する。

(会計)

第13条 コミッションの運営に要する経費は、盛岡広域市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 コミッションの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 コミッションの事務を処理させるため、盛岡市に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、コミッションの運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成29年3月28日から施行する。

改正文（平成29年9月21日会長決裁）

平成29年9月21日から施行する。

改正文（令和2年2月17日会長決裁）

令和2年2月17日から施行する。

別 表

公益財団法人盛岡市スポーツ協会
一般社団法人八幡平市体育協会
公益財団法人滝沢市スポーツ協会
一般財団法人雫石町スポーツ協会
特定非営利活動法人葛巻町スポーツ協会
一般財団法人岩手町体育協会
一般財団法人紫波町スポーツ協会
特定非営利活動法人矢巾町スポーツ協会
盛岡商工会議所
株式会社岩手ビッグブルズ
株式会社いわてアスリートクラブ
国立大学法人岩手大学
公益財団法人盛岡観光コンベンション協会
公立大学法人岩手県立大学
学校法人盛岡大学